

出産費用に係る消費税の徴収誤りについて（第4報：ご連絡のない皆様へ）

消費税の徴収誤りについて、ご迷惑をお掛けしております。

返金の対象者で、いまだご連絡のない方がいらっしゃいます。対象者と思われる方は、当院「相談窓口」（末尾参照）へご連絡いただきますようお願いいたします。

また里帰り出産等で県外にお住いの方などに、消費税の徴収誤りがあったこと自体をご存じない方が多いと思われます。つきましてはお手数でも、ご家族やお知り合いで心当たりのある方がいらっしゃいましたら、お声かけいただければ幸いです。

○平成30年1月1日から令和3年12月23日までの間に出産入院等された方

対象となる方のうち、詳細が確認できた方へ案内文書を発送しましたが、所在不明等で返送されている例があります。心当たりのある方は、「相談窓口」（末尾参照）にご一報いただければ幸いです。

○平成3年10月1日から平成29年12月31日までの間に出産入院等された方

- ・「相談窓口」（末尾参照）にお問い合わせをいただいた方のうち、返金対象となる方に対して、順次、案内文書を発送しています。
- ・まだお問い合わせいただいていない方には、お手数でも当時の領収書（明細書）の有無をご確認いただいた上で、「相談窓口」あてにご連絡願います。

<当時の領収書（明細書）をお持ちの場合>

内容を確認させていただいた上で、案内文書を送付させていただきます。

<お持ちでない場合>

出産年月日等から受診状況を診療録等で確認させていただき、ご利用当時の対象品目や料金、税率をもとに返金額を算出した上で対応させていただきます。

<「相談窓口」での確認事項>

- ・お母さん（氏名、生年月日、住所、電話番号、出産年月日、患者ID）
- ・お子さん（氏名、患者ID） ※患者IDは診察券に記載されています。

対象経費

返金算定の対象となるのは、分娩セットや病衣、おむつなど出産に係る費用のほか、母乳外来（出産後2カ月以内）に係る費用です。

なお、入院料、分べん料、検査・薬剤料、個室料などは、従来から非課税として取り扱っており、対象には含まれません。

相談窓口

返金の手続きを円滑に進めるため、病院内に専用の「相談窓口」を設置しております。ご不明な点などがありましたらお問い合わせください。

◆相談窓口	電話番号	076-231-2303（専用）
	時間	午前8時30分～午後5時15分 （土・日・祝日を除く）
	担当	山村、酒尾

令和4年12月23日